

予防接種をする前に必ずお読みください



## 4種混合予防接種について

### \* 4種混合ワクチンとは・・・？

①ジフテリア、②百日せき、③破傷風、④ポリオの4つが混合されているワクチンです。

#### ①ジフテリアとは？

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。感染は主にのどですが、鼻にも感染します。のどなどについた菌が増えて、炎症がおこり、発熱、のどの痛み、犬の吠えるようなせき、嘔吐などの症状が出ます。重症になると、窒息や心筋障害、神経マヒなどを起こすことがあります。

#### ②百日せきとは？

百日せき菌の飛沫感染で起こり、感染力の強いものです。最初は、鼻水や軽いせきが出るなど、普通のかぜのような症状ではじまります。続いてせきがひどくなり、連続的にせき込むようになります。笛を吹くような音が出ます。熱は通常出ません。せきの続く時間が長くなると、呼吸がしづらくなり、乳児では命を落とすこともあります。

#### ③破傷風とは？

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が、傷口から体の中に入ることによって感染します。体の中で菌が増えると、顔の筋肉が動かしにくいなどの症状が出ます。徐々に口が開けにくくなり、その後、全身の筋肉が縮んでけいれんを起こしたり、死亡したりすることもあります。

#### ④ポリオとは？

ポリオウイルスが人の口の中に入って、咽頭や腸の中で増えることで感染します。増殖したウイルスは便中に排出され、再びヒトの口に入り、抵抗力（免疫）を持っていないヒトの腸内で増殖し、ヒトからヒトへ感染します。ポリオウイルスに感染しても、多くの場合、かぜのような症状だけで、病気としての明らかな症状はあられません。しかし、一部の人に手や足に麻痺（まひ）があらわれ、その麻痺が一生残ってしまうことがあります。

### \* 4種混合ワクチンの対象年齢・接種回数・方法は？

・対象年齢は、生後2か月～7歳6か月未満



	接種回数	接種方法（標準的な接種方法）
初回接種	3回	★20日以上の間隔をあけて3回接種 (20日～56日の間隔をあけて3回接種し、生後3か月から1歳の間に3回接種するのが望ましい)
追加接種	1回	初回接種3回完了後、おおよそ1年後に1回接種

### \* 4種混合ワクチンの副反応について

主な副反応は、注射部位の反応としては、発赤（赤み）、腫脹（腫れ）、硬結などで、注射部位以外の副反応は、発熱、気分変化、鼻漏、せき、下痢、嘔吐、食欲減退などです。極めてまれですが、重大な副反応としては、ショック・アナフィラキシー様症状（じんましん・呼吸困難など）やけいれんなどがあらわれることがあります。

気になる症状があるときは、医師にご相談ください。



（裏面もご覧ください）



### **\* 次の方は接種を受けないでください**

- ①明らかに発熱している方（通常は37.5度を超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンに含まれる成分でアナフィラキシー（通常、接種後30分以内に起こる呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）を起こしたことがある方
- ④その他、かかりつけの医師に予防接種を受けない方がよいと言われた方

### **\* 次の方は接種前に医師にご相談ください**

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方

### **\* ワクチン接種後の注意**

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは、医師にご相談ください。
- ④このワクチンの接種後は、違う種類のワクチンを接種する場合には、6日以上の間隔をあける必要があります。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動は避けてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

### **\* 予防接種による健康被害救済制度について**

市が実施する予防接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときには、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。



※「予防接種と子どもの健康」より抜粋

<問合せ先>

アイアイ親子サポートセンター（鯖江市健康づくり課）

鯖江市水落町2丁目30-1 アイアイ鯖江内 TEL 52-1138

